

業務請負契約書（案）

1 業 務 名 令和 8 年度公共事業労務費調査業務

2 履 行 期 間 令和 8 年 月 日 から
令和 9 年 1 月 29 日 まで

3 請 負 代 金 額 ￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ）

4 契 約 保 証 金 額 納めないこととする。

5 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは（○印），削除されるものは（×印）である。

適用 } 区分 削除	選 択 事 項	選 択 条 項
×	契 約 保 証 金 の 納 付	第 4 条 第 1 項 第 1 号
×	契 約 保 証 金 の 納 付 に 代 わ る 担 保 と な る 有 価 証 券 等 の 提 供	第 4 条 第 1 項 第 2 号
×	銀 行 、 発 注 者 が 確 実 と 認 め る 金 融 機 関 又 は 保 証 事 業 会 社 の 保 証	第 4 条 第 1 項 第 3 号
×	公 共 工 事 履 行 保 証 証 券 に よ る 保 証	第 4 条 第 1 項 第 4 号
×	履 行 保 証 保 険 契 約 の 締 結	第 4 条 第 1 項 第 5 号
×	前 金 払	第 35 条 ～ 第 37 条
×	部分引渡し	第 38 条

6 特 約 条 項

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長が定める国有林野事業業務請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 月 日

発 注 者 (住 所) 熊本県熊本市西区京町本丁2番7号

支出負担行為担当官

(氏 名) 九州森林管理局長 眞城 英一 印

受 注 者 (住 所)

(氏 名) 印

[illegible]

令和８年度公共事業労務費調査業務 仕 様 書

第１章 総則

第１条 適用範囲

本仕様書は、「令和８年度公共事業労務費調査業務（以下、「本業務」という。）」に適用する。

第２条 通則

本業務の遂行にあたっては、別途交付する「公共事業労務費調査の手引き」によるほか、本仕様書によるものとする。

第３条 業務上の疑義

受注者は、本業務の実施にあたり業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

第４条 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を、発注者の許可なく公表又は他に引用してはならない。

第５条 調査員

１．受注者は、本業務の遂行にあたる調査員を定め、発注者に調査員届を任意の様式により提出するものとする。

また、受注者は調査員の中から本業務の遂行上の管理を行う主任調査員を定め、任意の様式により発注者に通知しなければならない。

２．発注者が調査員を不適当と認めた場合は、受注者に対してその変更を求めることができる。

第２章 業務内容等

第１条 業務の目的

本業務は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労働者に支払われた賃金を、都道府県別かつ職種別に把握することを目的とする。

第２条 業務の内容

１．調査対象工事

調査対象工事は別途指示する。

なお、調査対象工事の請負業者（元請負者及び下請負者）から調査票等の提出がなかった場合には、調査対象工事から除外するものとし、その場合調査対象工事件数について契約変更の対象とする。

２．調査日程表の作成

受注者は、発注者が指示した調査対象工事について、調査会場における審査の日程表を任意の様式により作成し、事前に発注者に報告するものとする。また、受注者は、調査日程を変更する場合は、速やかに発注者に連絡し、その承認を得るものとする。

3. 調査票等の一次審査等

(1) 書面調査（会場調査）における審査

受注者は、調査対象工事の請負業者（元請負者及び下請負業者）が提出する調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票を、「公共事業労務費調査の手引き」等に基づき個々に審査する。

(2) 補充調査

受注者は、補充調査の必要が生じた場合、調査票等の記載内容について、電話により請負業者からの聞き取り等を行うこと。

4. 審査結果の整理・分析

(1) 無効調査票の整理・分析

受注者は、審査過程において無効となった調査票について、無効となった原因別に調査票数を整理し、その分析を行い発注者に報告すること。

(2) 調査票等の記入ミスの整理・分析等

受注者は、調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票の記入ミスの内容を記入項目毎に整理し、記入ミスの原因及び防止対策について、整理・分析等を行い発注者に報告すること。

5. 調査票等の二次審査等

(1) 一次審査済調査票の結果を、電算入力する。

(2) 電算入力の調査票データを、審査して修正を行う。

(3) 修正済の調査票データを、九州地方連絡協議会の書類審査を受ける。

第3条 打ち合わせ・協議

本業務を遂行するにあたり、受注者は発注者と適宜打ち合せ・協議を行うものとする。

なお、この打ち合せ協議については、標準的な日数及び人数を計上しているため、業務の都合により変更が生じた場合には、監督職員と協議を行ったうえ設計変更の対象とする。

第4条 審査業務受注者向け説明会の参加

審査技術水準の向上や課題の改善のため、公共事業労務費調査九州連絡協議会が主催する、審査業務受注者向けの説明会に参加する。

第5条 旅費交通費の扱い

本業務は、当初設計において旅費交通費及び技術者の基準日額は計上していない。旅費交通費等は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」

（平成28年3月31日付け27林整計第367号林野庁森林整備部長通知）（以下「旅費交通費要領」という。）に基づき設計変更により計上するものとし、受注者は、滞在又は滞在と通勤が混在する場合、設計変更時点までに、宿泊実績報告書（様式1）、実際に支払った証拠書類（領収書等）及び通勤実績報告書（様式2）を監督職員に提出するものとする。

なお、宿泊実績報告書、証拠書類及び通勤実績報告書の提出時期については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

第6条 山林砂防工が含まれている調査票についての分析

受注者は、回収した調査票の中から山林砂防工に係る工事名と従事した人数を抽出し、

調査票の回収が完了した時点で、任意の様式により報告すること。

なお、そのほか必要となるデータ等は監督職員からの指示により提出を依頼することがあるが、これらについては設計変更の対象とする。

第3章 成果品

第1条 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ① 調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票・・・・・・1式
調査対象工事毎に整理し提出する。
- ② 調査報告書・・・・・・・・・・1部

第2条 調査票等の提出

受注者は審査を行った調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票を、発注者に提出する。

第3条 成果品の提出先

成果品の提出先は、林野庁九州森林管理局計画保全部治山課とする。

第4章 雑則

第1条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年1月29日迄とする。